

車種：軽乗用車 * 重量税：平成30年5月以降の新車新規検査分から適用、取得税：平成30年4月以降の新車新規検査分から適用

【三菱自動車】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置
						燃費値	低燃費区分	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税 (新車) 減免率等
							平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	
ekカスタム	17551	DBA-B11W			0004~0005	26.8	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekカスタム	17551	DBA-B11W			1003~1004	26.2	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekカスタム	17551	DBA-B11W			1505~1506	25.8	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekカスタム	17551	DBA-B11W			2005~2006	25.8	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekワゴン	17551	DBA-B11W			0002~0003	26.8	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekワゴン	17551	DBA-B11W			1001~1002	26.2	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekワゴン	17551	DBA-B11W			1502~1503	25.8	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減
ekワゴン	17551	DBA-B11W			2002~2003	25.8	+0%	○	25%軽減	5,600	5,000	20%軽減